

個人情報・制度について

個人情報の取扱い

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

- ① 個人情報の適正な取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
- ② 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除く)を、以下の目的に必要な範囲で利用します。
 - a. 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供(保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等)
 - b. 当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社・当社代理店の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
 - c. 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
 - d. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - e. お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため
- ③ 個人データの第三者への提供
当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報を除く)を提供しません。
 - a. 法令に基づく場合
 - b. 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
 - c. 当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
 - d. 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
- ④ 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
 - a. 保険契約の募集に関わる業務
 - b. 損害調査に関わる業務
 - c. 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
 - d. 支払調書等の作成および提出に関わる業務
 - e. 個人番号関係事務に係る業務


当社の個人情報の取扱いに関する詳細はプライバシー・ポリシー(<http://www.ipet-ins.com/privacypolicy>)をご確認ください。

会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当商品は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

コンタクトセンター お客さま総合ダイヤル **通話無料** **0800-919-1525** [受付時間]月～金 10:00～18:00 **IP電話・ビジネスフォンをご利用の方(有料)** 03-5826-8594
※土・日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

WEBからの お問合せ 当社ホームページ内「各種お問合せ窓口」からお問合せください。▶ **アイペット 問合せ** **検索** 
<https://www.ipet-ins.com/contact/>

耳や言葉の不自由なお客さま専用FAX窓口 **通話無料** **0120-638-098** お問合せの際は、証券番号、契約者さまの氏名、生年月日、住所、返信先FAX番号をご記載ください。
※お客さまの通信料は無料です。※返信は月～金の10:00～18:00となります。※土・日・祝休日・年末年始は返信をお休みさせていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関) [受付時間] 平日9:15～17:00 **0570-022808** [ナビダイヤル(有料)]
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

E0558-03(19.11) 票1911-019(21.03)



ワンちゃん/ネコちゃんのペット保険

うちの子

[ペット医療費用保険]

ご契約のしおり

ご契約内容の各種手続き、また保険金のお受取りまでの流れ等、ご留意いただきたいことをご説明しております。ご一読いただき、契約満了まで大切に保管してください。

| | | | |
|----------------|----|------------------|-----|
| ご契約について | | 保険金のご請求について | |
| 商品の仕組み | P1 | 保険金請求手続きの流れ | P9 |
| 補償内容 | P2 | 窓口精算について | P10 |
| 保険期間 | P4 | 直接請求について | P11 |
| 保険料と割引について | P4 | ペット賠償責任特約について | P12 |
| 自動継続について | P4 | | |
| 保険料の払込みについて | P5 | 個人情報・制度について | |
| 解除・失効と返還保険料 | P6 | 個人情報の取扱い | P15 |
| 対象ペットの死亡と返還保険料 | P7 | 会社破綻時の取扱い | P15 |
| 契約内容の変更について | P7 | ご相談・苦情に関するお問合せ窓口 | P15 |

引受保険会社 **ipet** アイペット損害保険株式会社

一般社団法人全国ペット協会 オフィシャルスポンサー | 公益社団法人日本獣医師会 法人賛助会員

WEBからの お問合せ

アイペット 問合せ **検索** 
<https://www.ipet-ins.com/contact/>

コンタクトセンターお客さま総合ダイヤル

通話無料 **0800-919-1525** **クイック わんこにゃんこ** **受付時間** 月～金 10:00-18:00 **ビジネスフォン・IP電話 [有料]** **03-5826-8594** **受付時間** 月～金 10:00-18:00
※土・日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます

< 用語の説明 >

| | | |
|---|------------|---|
| カ | 解除 | 保険契約者の申し出があった場合や、保険契約者が保険契約上の義務を履行されなかった場合に、保険会社が保険契約を終了させることをいいます。 【例】解約(保険契約者の申し出により、契約期間の途中で保険契約を解除すること)、告知義務違反、初回保険料の未払い等 |
| キ | 記名被保険者 | 対象ペットの飼い主(個人)の方で、保険証券等に記載の方をいいます。 |
| コ | 告知事項 | 重要な事項のうち、保険契約申込書/告知書/意向確認書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 |
| | 失効 | 保険契約の全部または一部の効力を、その時以降将来に向かって失うことをいいます。 【例】対象ペットの死亡、保険料の未払い等 |
| | 支払限度日数(回数) | 保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度日数(手術の場合は限度回数)をいいます。 |
| | 支払限度額 | 保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度額をいいます。 |
| シ | 手術 | 診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。 |
| | 傷病 | 傷害(ケガ)・・・急激かつ偶然な外来の事故によってペットの身体に被った傷害をいいます。なお、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます)を含みます。ただし、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 疾病(病気)・・・ペットが被った傷害(ケガ)以外の傷病をいいます。 |
| タ | 対象ペット | 保険証券等に記載の、保険の対象となる犬・猫をいいます。 |
| ツ | 通院 | 診療が必要な場合において、対象ペットを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。 |

| | | |
|---|----------|--|
| ト | 動物病院 | 獣医療法(平成4年法律第46号)に定める診療施設をいいます。 |
| ニ | 入院 | 診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。 |
| ハ | 払込期日 | 保険契約者に保険料を払込みいただく期日をいいます。 |
| ヒ | 被保険者 | 主に対象ペットの飼い主の方で、補償を受けられる方(保険金を請求できる方)をいいます。 |
| ホ | 保険金 | 支払事由が生じた場合に、実際に当社がお支払いする金額をいいます。 |
| | 保険契約者 | 保険契約をお申込みになる方で、保険契約上の様々な権利・義務(保険料の支払義務等)を有します。 |
| | 保険証券 | 対象ペット、保険契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載した書類をいいます。 |
| | 保険料 | ご契約いただく保険の内容にもとづき、保険契約者から当社に払込みいただく金額のことです。 |
| | 補償開始日 | 保険期間の初日であり、「始期日」をいいます。 |
| | 補償割合 | 保険事故により生じた損害の額に対して、保険金として支払われるべき金額の割合であり、「てん補割合」をいいます。 |
| マ | 満期日 | 保険期間の末日をいいます。 |
| | 満期解約 | 満期日をもって契約が終了することをいいます。 |
| ミ | 未経過期間 | 保険期間の途中で、解除等が発生した場合、その解除等の日の翌日から保険期間の末日までの期間をいいます。 |
| ム | 無効 | 保険契約のすべての効力が、保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。 |
| ヤ | 約款(やっかん) | 契約内容を具体的に記したもので、普通保険約款と特約があります。 |

ご契約について

商品の仕組み

ペット保険「うちの子」の対象は、コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育することを目的とした犬*または猫(以下、「対象ペット」といいます。)です。対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者が負担した診療費について所定の範囲内で補償します。

当商品にお申込みいただけるのは、補償開始日時点における年齢が12歳11か月までの対象ペットとします。

*身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬および聴導犬を含みます。

| 通院とは | 診療が必要な場合において、対象ペットを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。 >>>1日に2回以上通院した場合であっても、「通院1日」の支払限度額の適用となります。 | | | | |
|---|--|---------------|----------------|---|---|
| 入院とは | 診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。 >>>日帰り入院の場合は、「入院1日」の適用となります。 | | | | |
| 手術とは | 診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。 【手術における支払限度額の適用について】 「手術の定義」に該当し、かつ「通院」または「入院」の支払限度額を超えない場合は、手術回数を適用せず、通院または入院日数のみを適用します。 >>>保険金(手術費含む)>通院・入院の支払限度額→手術回数を適用します。 >>>保険金(手術費含む)≦通院・入院の支払限度額→手術回数は適用しません。 | | | | |
| | <table><thead><tr><th>「手術の定義」に該当する例</th><th>「手術の定義」に該当しない例</th></tr></thead><tbody><tr><td><ul style="list-style-type: none">全身麻酔下における骨折のギブス固定異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置歯肉炎に対する全身麻酔下のスケーリング</td><td><ul style="list-style-type: none">術前検査、術後の経過観察(抜糸等)のみの通院内視鏡による組織生検</td></tr></tbody></table> | 「手術の定義」に該当する例 | 「手術の定義」に該当しない例 | <ul style="list-style-type: none">全身麻酔下における骨折のギブス固定異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置歯肉炎に対する全身麻酔下のスケーリング | <ul style="list-style-type: none">術前検査、術後の経過観察(抜糸等)のみの通院内視鏡による組織生検 |
| 「手術の定義」に該当する例 | 「手術の定義」に該当しない例 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none">全身麻酔下における骨折のギブス固定異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置歯肉炎に対する全身麻酔下のスケーリング | <ul style="list-style-type: none">術前検査、術後の経過観察(抜糸等)のみの通院内視鏡による組織生検 | | | | |

ペット保険「うちの子」新規ご契約条件

- ① 保険の対象となるペットが、コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育される犬*または猫であること。
*身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬および聴導犬を含みます。
- ② 補償開始日時点におけるペット年齢が0歳～12歳11か月であること。
- ③ 保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人であること。

- ・告知内容により、お引受けできない場合や、特定の病気や体の部位については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。
- ・既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
- ・保険契約者が15歳未満の場合はお申込みできません。また、20歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

補償内容

保険金をお支払いする主な場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、保険金をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額となり、保険証券等記載の支払限度額および支払限度日数(回数)の範囲内とします。

| 補償プラン | 70%プラン | 50%プラン |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 補償割合 | 70% | 50% |
| 通院 [支払限度額・日数] | 1日あたり12,000円まで [年間22日まで] | 1日あたり12,000円まで [年間22日まで] |
| 入院 [支払限度額・日数] | 1日あたり30,000円まで [年間22日まで] | 1日あたり12,000円まで [年間22日まで] |
| 手術 [支払限度額・回数] | 1回あたり15万円まで [年間2回まで] | 1回あたり10万円まで [年間2回まで] |

❗ 保険期間中に補償内容(プラン等)の変更はできません。補償内容(プラン等)の変更は、ご継続時のみ手続き可能です。

保険金をお支払いできない主な場合

| | |
|--------------------------|--|
| 既往症・先天性異常 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間が始まる前から被っていた傷病 ・保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常 <p>傷病を被った日 (先天性異常については獣医師の診断によりはじめて発見された日)</p> <p>診療日</p> |
| ワクチン等の予防接種により 予防できる病気 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬パルボウイルス感染症 ・犬ジステンパーウイルス感染症 ・犬パラインフルエンザ感染症 ・犬伝染性肝炎 ・犬アデノウイルス2型感染症 ・狂犬病 ・犬コロナウイルス感染症 ・犬レプトスピラ感染症 ・猫汎白血球減少症 ・猫カリシウイルス感染症 ・猫ウイルス性鼻気管炎 ・猫白血病ウイルス感染症 <p>※疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかつたと認められる場合を除きます。</p> |
| 予防に関する費用 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防目的の際の初診料、再診料 等 ・予防のためのワクチン接種費用 等 ※ワクチン接種が原因で生じた傷病の場合を除きます。 ・フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用 等 ※駆虫薬を「傷病の治療」として用いる場合を除きます。 |
| 傷病にあたらぬもの | <ul style="list-style-type: none"> ・正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病 等 ・去勢、避妊、乳歯遺残、停留睪丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、歯切り・歯削り(不正咬合を含みます。)、爪切り(狼爪の除去を含みます。)、耳掃除、肛門腺しぼり、断耳および断尾 等 ※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対する処置を行った場合を除きます。 |
| 検査・代替医療 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康体に行われる検査、健康診断 等 ・中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酸素療法 等 |
| 健康食品・医薬部外品 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・入院中の食餌に該当しない食物および療法食 等 ・獣医師が処方する医薬品以外のもの(サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品 等) |
| 治療費以外の費用 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー剤(薬用および医薬品を含みます。)、イヤークリーナー(医薬品を含みます。) 等 ※治療の一環として動物病院内で使用されるものを除きます。 ・時間外診療費および往診料等の診察加算料(初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用(トリミング、グルーミング 等)、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用 等 ・安楽死、遺体処置および解剖検査 等 ・マイクロチップの埋込費用 等 |
| 自然災害によるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害によって被った傷病 |
| 保険契約者・被保険者の行為によるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病 等 |

保険金をお支払いできない場合について詳しくは、「約款」をご確認ください。

保険期間

当商品の保険期間は1年です。補償開始日については保険証券等をご確認ください。

保険料と割引について

保険料はペットの種類・品種(体重)・年齢および補償割合により決定します。また、保険料は、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。実際の保険料は条件により、次の割引が適用されます。

多頭割引

多頭割引は、ご契約時点*1で次の条件のすべてを満たす場合、2契約目以降のご契約に適用されます。

- ▶ 割引対象商品を複数ご契約している場合
- ▶ 同一の保険契約者であることが確認できる場合

| | | | |
|----------------------------|-----|-----|-----|
| 2契約目以降のご契約に 次の割引を適用します。 | 契約数 | 2~3 | 4以上 |
| | 割引率 | 2% | 3% |

- ・ご契約後に契約数や契約内容が変更になっても、ご契約後の割引率は満期まで変更になりません。
- ・1契約目のご契約は割引が適用されません。*2ただし、補償開始日が同一となる複数契約がある場合に限り、1契約目にも割引を適用します。
- ・ご契約の解約、クーリングオフ等により、ご契約時点*1で他の契約の確認ができないなど、割引が適用されない場合があります。

*1 お申込みを当社にて受け付け、当社の審査が完了(引受承諾)した時をいいます。継続契約も同様とします。

*2 ご契約の順番は、補償開始日の早い順となります。

無事故継続割引

過去1年間保険金のお支払いがなかった場合は、継続契約の保険料を5%割引いたします。割引後の保険料については、継続前に当社より送付される「継続契約についてのご案内」にてご確認ください。

自動継続について

すべてのご契約に「継続契約特約」を適用してお引受けしています。当社またはご契約者さまのいずれか一方より別段の意思表示がない限り、**ご契約は自動的に継続となります。**

- ! 自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」にて別途お知らせいたします。

自動継続とは

補償内容や保険料の払込方法等を前年の保険契約の保険期間の末日と同条件の契約で継続することです。なお、**保険料は、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。**

当社より、満期日の属する月の約3か月前に、継続契約の内容(補償プラン、保険料等)を記載した「継続契約についてのご案内」をご契約者さまへ送付いたします。満期日の属する月の前月10日までに、ご契約者さまによる解約のお手続きがない限り、前年の保険契約の保険期間の末日と同一の内容(保険料を除く)にて、ご契約は自動継続となります。

- ! お手続きの期限を超過しますと、次年度契約が成立し、継続証が発行されますので、必ず「継続契約についてのご案内」に記載の期日までにお手続きをお願いします。

継続を希望される場合

お手続きは不要です。
補償プラン・払込回数等に変更がある場合は、「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお手続きください。

継続を希望されない場合

書面での手続きが必要となります。
「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお手続きください。

保険料の払込みについて

保険料の払込回数

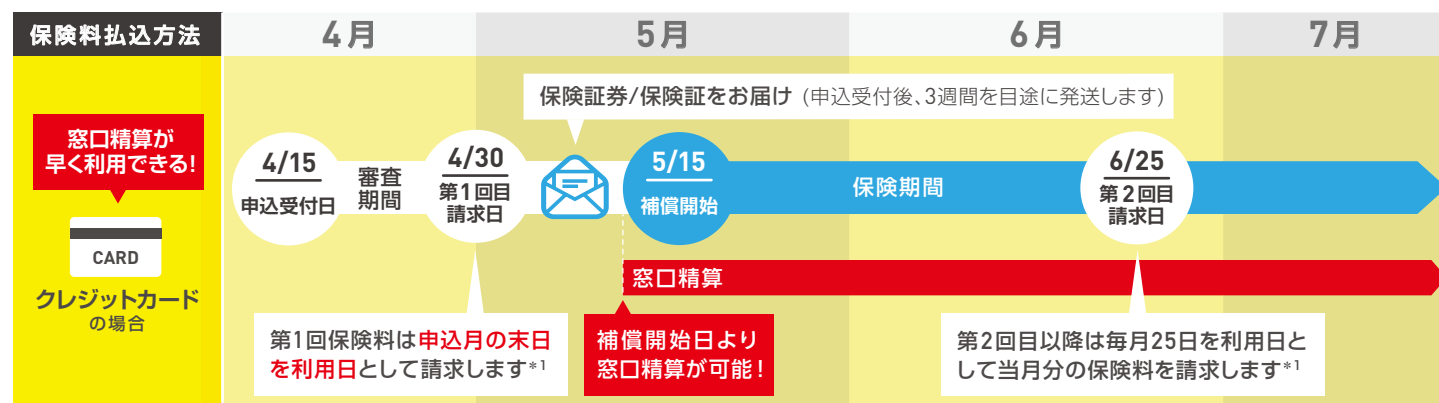
保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただけます。年間で払い込んでいただく保険料の総額は、「月払」の場合、「年払」より約3%割増となります。

保険料の払込方法

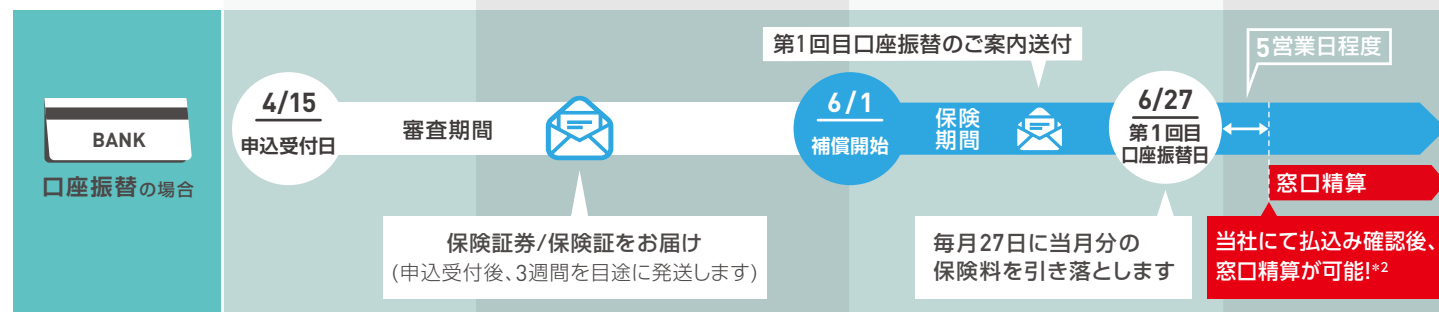
保険料の払込方法は、「クレジットカード払い」と「口座振替」の2通りがあり、それぞれ第1回保険料払込みスケジュールが異なります。

補償開始と保険料払込みスケジュール

例) 申込受付日が4/15の場合 **払込回数: 月払**



*1 実際のお客さまの口座からの引落日については、カード会社により異なりますので発行元カード会社へお問合せください。手続きの状況によっては、補償開始月の翌月に2か月分の保険料が合算で請求になる場合があります。



*2 当社にて第1回保険料の払込みの確認(口座振替日から5営業日程度)ができ次第、アイペット対応動物病院での窓口精算が可能となります。

※ お申込み内容に不備がある場合、上記スケジュールと異なる場合があります。

※ 「うちの子プラス」「うちの子プラスわん」から継続する「うちの子」の場合の補償開始と保険料払込みスケジュールは上記スケジュールとは異なります。

保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌末日までは、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効となります。保険契約が失効となった場合、失効日からその日の属する月の翌々末日まで(復活可能期間)は、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。

- ・ 払込猶予期間中の保険金請求については、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。
- ・ 失効日から復活した時までの間に、対象ペットが被った傷病および発生した診療費については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

解除・失効と返還保険料

保険契約を解約(保険契約者の申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること)する場合は、書面での手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内いたします。

解約日について

- ・ 解約日は解約書類が当社に到着した日の、次に到来する始期応当日*の前日となります。(例1、例2)
 - ・ 解約書類が当社に到着した日が、既に当月の始期応当日*の前日を経過している場合は、次に到来する始期応当日*の前日となります。(例3)
- ただし、補償開始日が31日等のため対応する始期応当日がない場合は、その月の末日が解約日となります。

*始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に相当する日(同じ日)のことです。



- ・ 解約のお手続きに際し、以下の事項にご確認ください。
- ・ 解約には書面での手続きが必要となります。なお、当社に解約書類が到着した後は、解約の撤回はできません。
- ・ 解約日の翌日以降に発生した診療費については補償対象外となります。
- ・ 解約後に新たにペット保険への加入を希望される場合には、ペットの年齢や既往歴等によってはお引受けできない場合があります。

返還保険料について

保険料が年払の場合

領収した保険料より、既経過期間*に対応する短期料率によって計算した保険料を差し引いた額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。
なお、契約途中で解約された場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

* 既経過期間は月単位の期間となります。日単位ではないためご注意ください。

| 既経過期間 | 1か月まで | 2か月まで | 3か月まで | 4か月まで | 5か月まで | 6か月まで | 7か月まで | 8か月まで | 9か月まで | 10か月まで | 11か月まで | 1年まで |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------|
| 短期料率 | 30% | 37% | 43% | 49% | 56% | 62% | 68% | 75% | 81% | 87% | 94% | 100% |

保険料が月払の場合

返還保険料はありません。

! 既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求いたします。

対象ペットの死亡と返還保険料

対象ペットが死亡した場合は、保険契約は失効となります。なお、書面でのお手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。お手続き方法や返還保険料についてご案内いたします。

! 対象ペットが死亡した時を証明する書類(診療明細書、死亡診断書等)がある場合は、ペットが死亡した時からご契約は失効となります。ペットが死亡した時を証明する書類がない場合は、当社に必要書類が到着した日からご契約は失効となります。

返還保険料について

領収した保険料より、失効日からの未経過期間に対応する保険料を日割りをもって計算した額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。
既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求いたします。

契約内容の変更について

契約内容に変更があった場合は、インターネット上のマイページより変更のお手続きまたは変更に必要な書類のお取寄せをしていただくか、ご契約者さまからコンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、継続契約についてのご案内等の各種ご案内ができない他、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

マイページとは?

ご契約者さま専用のインターネットサービスです。

契約内容の変更や閲覧のほか、保険金支払履歴の確認や継続契約の保険証に使用するペット写真の変更などが可能です。

マイページご登録方法

右記のマイページログイン画面よりユーザー登録してください。 <https://mypage.ipet-ins.com/>

登録には現在有効である証券番号、ご契約者さまの生年月日、メールアドレスが必要となりますのでご準備ください。

※一部の変更手続き書類はコンビニでもプリント可能です。(印刷代無料)
詳しくは当社ホームページの「各種お手続きについて」にてご確認ください。

アイペット 検索



保険金のご請求について

保険金のご請求手続きについてご説明いたします。保険金のお支払い事由が生じた場合はもちろんのこと、お支払いの可能性がご不明な点がある場合につきましても、当社までお気軽にご連絡ください。

下記①～④の方を「被保険者」といい、保険金を請求することができます。

| 保険金を請求できる方 | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| ① 記名被保険者 | 保険証券(申込書)の被保険者欄に名前が記載されている方 |
| ② 記名被保険者の配偶者 | 記名被保険者の夫または妻 |
| ③ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 | 記名被保険者の子、同居の親、祖父母等 |
| ④ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 | 仕送りを得て別居している学生の子ども等 |

! 保険金請求者が20歳未満の場合は、保険金請求の際に親権者の同意(署名)が必要となる場合があります。

保険金の計算例(70%プラン)

お支払いする保険金は、補償対象の診療費に補償割合を乗じた額に対し、
通院・入院・手術ごとの1日(回)あたりの支払限度額が限度となります。

..... 3日間入院し、補償対象の診療費が6万円だった場合

$$60,000 \text{円} \times 70\% = 42,000 \text{円} \quad \blacktriangleright \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{支払限度額} \\ \hline \text{入院1日あたり30,000円まで} \\ \times 3 \text{日分} = 90,000 \text{円} \\ \hline \end{array} = \text{アイペットがお支払いする保険金} \quad 42,000 \text{円}$$

支払限度額を超えていないため、補償割合を乗じた額の全額(42,000円)をお支払いします。

..... 1日通院し、補償対象の診療費が2万円だった場合

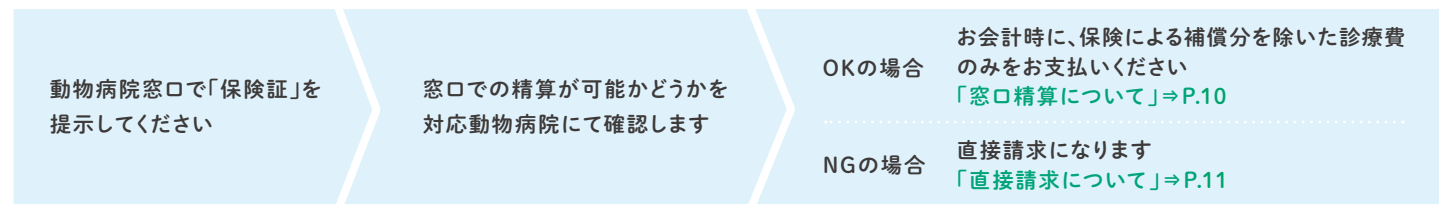
$$20,000 \text{円} \times 70\% = 14,000 \text{円} \quad \blacktriangleright \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{支払限度額} \\ \hline \text{通院1日あたり12,000円まで} \\ \hline \end{array} = \text{アイペットがお支払いする保険金} \quad 12,000 \text{円}$$

支払限度額を超えているため、支払限度の最高額(12,000円)をお支払いします。

※「予防費用」等、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P.3の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

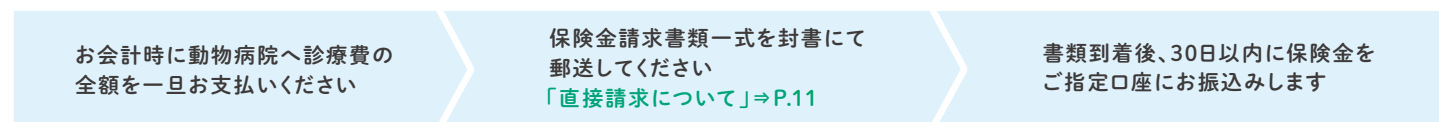
保険金請求手続きの流れ

アイペット対応動物病院の場合 **窓口精算が可能です**



アイペット対応動物病院以外の場合 **直接請求のみとなります**

全国すべての動物病院での診療費*が保険の対象です。
*補償対象外の診療費を除きます。



アイペット対応動物病院とは…

動物病院の窓口で「うちの子」の保険証を提示すると、保険による補償分を除いた診療費のみのお支払いとなる当社の提携動物病院のことです。
※アイペット対応動物病院は当社ホームページで検索できます。



アイペット全国動物病院検索 **検索**

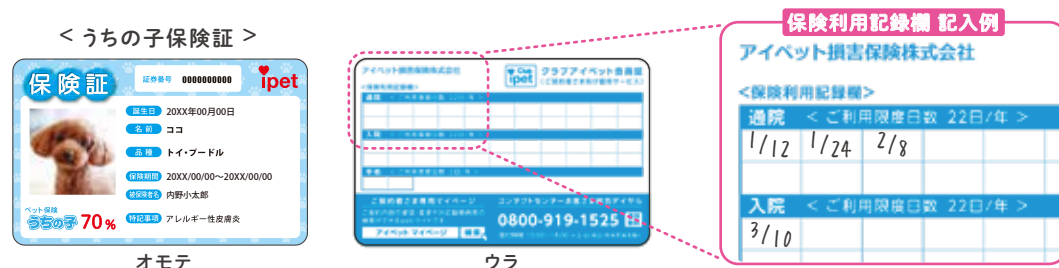
<https://www.ipetclub.jp/vh/>



⚠ 保険料の払込方法が口座振替の場合は、第1回保険料の払込みの確認(口座振替日から5営業日程度)ができるまでは原則として窓口精算がご利用になれません。一旦窓口にて診療費の全額をお支払いいただき、当社まで直接ご請求ください。
詳しくはP.11の「直接請求について」をご確認ください。

保険利用回数の管理について

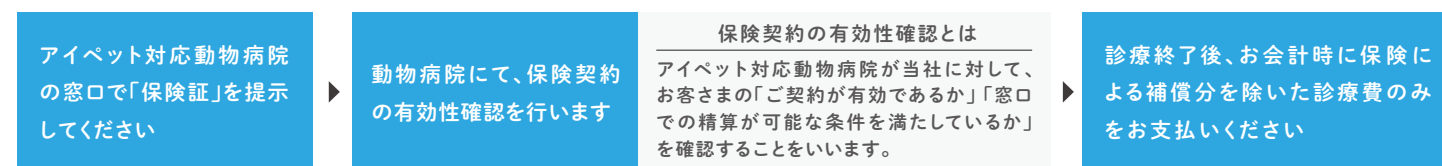
被保険者ご自身にて利用回数の管理をお願いします。保険をご利用になられた際には、保険証裏面の保険利用記録欄に診療を受けられた日付をご記入ください。



⚠ 動物病院では保険を利用した日数・回数の管理はしておりませんので、窓口精算の際には限度日数・回数にご注意ください。

窓口精算について

アイペット対応動物病院において「保険証」を提示して窓口精算を受けられた場合は、被保険者に代わってその対応動物病院が当社へ保険金を請求、受領することとなります。



保険金請求書類の記入・郵送の必要はありません。 ※お支払い手続きに関して確認事項がある場合、ご連絡させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

窓口精算ができない場合は一旦診療費の金額をお支払いいただき、P.11の「直接請求」をお読みのうえ、ご請求ください。

窓口精算ができない場合の例

▶ 「アイペット対応動物病院」以外の動物病院で診療を受けた場合

▶ 「アイペット対応動物病院」の窓口にて保険契約の有効性確認ができない場合

例・被保険者が動物病院へ「うちの子」の保険証を持参し忘れた場合
・当社にて保険料の入金が確認できていない場合

⚠ ※特に、口座振替の場合は、第1回保険料の払込みが当社にて確認できるまでの期間は窓口精算ができません。
窓口精算開始時期についてはP.5の「補償開始と保険料払込みスケジュール」をご確認ください。

▶ 他に提出書類が必要となる場合

例 適切にワクチンの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合
※「ワクチン接種証明書」を添付のうえ当社へ直接ご請求ください。

▶ 保険金をお支払いできない場合

例・被保険者ではない方が診療費を負担した場合
・支払限度日数(回数)を超えた場合 等

直接請求について

全国すべての動物病院での診療費*が保険の対象です。 *補償対象外の診療費を除きます。

動物病院の窓口で診療費の全額を一旦お支払いいただき、保険金請求書類を封書にて当社までご郵送ください。下表の必要な保険金請求書類が当社に到着した後、30日以内に保険金をお支払いします。

なお、保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合は、次のとおりとします。

| 特別な調査や照会等が必要となる場合の事由 | 期間 |
|--|-----|
| 保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会が必要となる場合 | 90日 |
| 災害救助法が適用された災害の被災地域における、保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合 | 60日 |

| 必要な保険金請求書類 | 動物病院で診療明細書が発行される場合 | 動物病院で診療明細書が発行されない場合 | 備考 | 書類入手方法 |
|---------------|--------------------|---------------------|--|--|
| 保険金請求書兼同意書 | ● | ● | 保険金をご請求される被保険者ご本人がご記入ください。 | ・ホームページまたはマイページよりダウンロード ・当社より郵送 ・コンビニでのプリント* |
| 診療明細書(原本) | ● | | ・被保険者氏名 ・ペットのお名前 ・動物病院情報(病院名・所在地・電話番号) ・診察日 ・診療項目(〇〇検査、〇〇薬など)とそれぞれの料金が記載されていることをご確認ください。 | 動物病院 |
| 領収証(原本) | | ● | 動物病院等の記名・押印があることをご確認ください。 | 動物病院 |
| アイペット指定の診療明細書 | | ● | 動物病院にお持ちになり、記入していただいでください。 | ・ホームページまたはマイページよりダウンロード ・当社より郵送 ・コンビニでのプリント* |
| | 2点 | 3点 | *コンビニでのプリントは印刷代無料です。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。 | |

アイペットHPはこちら ▶ <https://www.ipet-ins.com/>

マイページはこちら ▶ <https://mypage.ipet-ins.com/>

! ご提出いただいた診療明細書等の書類はご返却できませんのであらかじめご了承ください。文書発行・作成費用は、お客さまのご負担となります。

上記保険金請求書類の準備ができましたら、封書にて当社までご郵送ください。

書類送付先 〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル アイペット損害保険株式会社 保険金サービス部 宛

当社から保険金の支払いが完了した後、支払完了通知を送付します。

ペット賠償責任特約について

被保険者が管理している犬または猫が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき500万円の範囲内で保険金をお支払いします。

※上記の損害賠償金のほか、当社の承認を得て支出した訴訟費用・弁護士費用なども補償いたします。

- ・保険期間中にこの特約を追加または削除することはできません。
- ・次の場合には、この特約と補償が重複することがありますのでご注意ください。
 - ▶ 既にこの特約を付帯している他のご契約がある場合
 - ▶ 他の個人賠償責任保険等に加入している場合
- ・複数のペットを飼育されている場合で「ペット賠償責任特約」を付帯している保険契約を解約される際には、他のペットについても本特約の補償対象外となりますのでご注意ください。
- ・「ペット賠償責任特約」における被保険者については、責任無能力者は含まれません。

保険金をお支払いできない主な理由

損害賠償責任が発生しない場合

- ▶ ドッグラン参加中の犬同士の衝突の場合
ドッグラン参加中の犬同士の衝突により他人の犬にケガを負わせた場合は、衝突した犬の飼い主である被保険者側には通常過失が認められません。被保険者が法律上の損害賠償責任を負わない場合には、保険金のお支払いができません。
- ▶ ペットが被保険者以外の方の管理下にある場合
被保険者以外の方にペットを預け、その方の過失により発生した事故については、通常被保険者には法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができません。

損害賠償責任が発生してもお支払いできない場合

- ▶ 被保険者と同居している親族に対する損害賠償責任
- ▶ 被保険者が所有、使用または管理する他人の財物(他人から預かっている物等)についての損害賠償責任

「ペット賠償責任特約」の保険金をお支払いできない場合については、「約款」をご確認ください。

事故発生時のお手続き

損害賠償責任を負う可能性のある事故が発生した場合は、遅滞なくコンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。損害賠償事故の受付と保険金請求手続きのご案内をいたします。また、事故の相手方(損害賠償請求者)と示談される場合も、示談締結前に必ずご連絡ください。

! 事前にご連絡がなく示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

示談交渉について

ペット賠償責任特約においては、当社の担当者が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。損害賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。

